

公益社団法人秋田県バス協会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人秋田県バス協会（以下「この法人」という。）定款第30条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、関連法の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、この法人の事務所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法」という。）第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員には、6月と12月に賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の在任期間に応じ退職慰労金を支給することができる。
- 5 非常勤役員は、無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額は、別表1の「常勤役員棒給表」のとおりとし、会長が理事会の承認を得て決めるものとする。

- 2 常勤役員に対する賞与は、別表2の「常勤役員賞与」に定める金額とする。
- 3 常勤役員に対する退職金慰労金の額は、退任時の報酬月額に別表3の「常勤役員の退職慰労金支給率表」に定める役員通算勤続年数に応じた支給率を乗じた金額とする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、その月の月額を、原則として毎月21日に支給する。

- 2 月の途中で就任あるいは退任した常勤役員の報酬は、月額を日割り計算して支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

(退職慰労金の加算)

第7条 退任した常勤役員のうち、次の各号に該当する者に対しては、理事会の議決により、第4条第3項により算出される退職慰労金にその30%を超えない範囲で加算することができる。

- (1) 業務上の傷病により退職、又は死亡した者。
- (2) この法人の発展上特別の功労があった者。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって公益法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、総会の決議により行うものとする。

附 則

1 この規程は、この法人が公益法人の設立の登記をした日から施行する。

【別表1】常勤役員棒給表

役 職	報 酬 月 額
常勤理事	20万円～40万円の範囲内

(注) 常勤の理事の報酬月額は、上記金額の範囲内で会長が理事会の承認を得て決める。

(第4条第1項)

【別表2】常勤役員賞与

支 給 月	支 給 基 準
6月	支給月の前月の報酬月額 × 2.0
12月	支給月の前月の報酬月額 × 2.5

(注) 賞与は、6月15日及び12月15日に支給する。(第4条第2項)

【別表3】常勤役員の退職慰労金支給率表

勤続年数(満)	支 給 率
3	2. 0
4	3. 5
5	5. 0
6	6. 0
7	7. 0
8	8. 0
9	9. 0
10年以上	10. 0

(第4条第3項)